

Q&A

Q1 届出が不要な、3,000㎡未満の埋立て等であれば、規制はかかりませんか？

A1 条例では「何人も、土砂基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行い、又は土砂基準に適合しない土砂等を使用して行う埋立て等の用に供するために土地を提供してはならない。」とあります。このため、面積が3,000㎡未満の埋立てでも、土砂基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等を行うと、措置命令や罰則の対象となります。

Q2 届出をしなければいけないのは誰ですか？

A2 特定埋立て等を行おうとする者、すなわち、特定埋立て等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者が、届出者となります。

Q3 提供した土地で土砂基準に適合しない埋立て等をされてしまった場合、土地所有者にはどんな責任がありますか？

A3 土地所有者は埋立て等を行うために土地を提供するときは、埋立て等により土壌の汚染が発生するおそれがないことを確認するよう努めなければいけません。
土地を提供するときは、どのような土砂等が持ち込まれるのかを事業者を確認するとともに、土砂基準に適合しない土砂等が持ち込まれていることが分かったときや、届出等の手続きが行われていないことが分かった場合は、県みどり保全課に通報してください。

Q4 定期報告の浸透水の検査で、水質基準を超過した場合はどうなりますか？

A4 ただちに、埋立て等を中止してください。その上で、原因の調査を行い、生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置(汚染土砂の撤去等)を行う必要があります。

Q5 公共工事や災害の復旧工事で特定埋立て等に該当する工事を行おうとする場合も、届出が必要ですか？

A5 国や地方公共団体等が行う特定埋立て等や非常災害のため必要な応急措置として行う特定埋立て等については、届出の必要はありません。

命令や罰則について

土砂基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行ったり、実施基準に合わない計画を届け出たりした場合は、**措置命令**や**計画変更命令**を受けたり、**刑罰**を受けたりすることがあります。

命令を受ける場合

- 埋立て等計画変更(廃止)命令**
- ・浸透水採取措置が不十分
 - ・利害関係人の同意が無効
- 土砂等搬入計画変更(廃止)命令**
- ・土砂基準不適合
- 除去等措置命令**
- ・無(虚偽)届出
 - ・無(虚偽)報告
 - ・土砂基準不適合
 - ・水質基準不適合
 - ・計画違反 等

刑罰を受ける場合

- 1年以下拘禁刑又は50万円以下罰金**
- ・命令違反
 - ・無(虚偽)届出
- 30万円以下罰金**
- ・土砂等管理台帳不(虚偽)作成
 - ・無(虚偽)報告
- 10万円以下罰金**
- ・軽微な届出違反
 - ・関係書類保存違反
- 3万円以下罰金**
- ・報告徴収又は立入検査拒否(虚偽)

お問い合わせ先・届出書提出窓口

香川県 環境森林部 みどり保全課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1-10

T E L : 087-832-3465

e-mail : midorihozen@pref.kagawa.lg.jp

令和7年10月1日から

3,000㎡以上の土砂の埋立て等を行う場合は、**事前の届出が必要**です!!



埋立て



盛土



一時堆積



その土砂の埋立て等届出してますか？

詳細は、中面やHPをご覧ください

香川県 土砂条例

検索

県HPページID 51193

検索

香川県 環境森林部 みどり保全課



土砂埋立て等に伴う土壌汚染対策について

令和7年10月1日から、汚染された土砂等を使用した埋立て等を禁止する条例が施行されます。



条例の目的

土砂は健全であれば有益である一方、有害物質の混入があれば生活環境に影響を及ぼします。そのため、「香川県生活環境の保全に関する条例」に新たな節を追加し(通称「土砂条例」)、土砂等を使用した埋立て等に対する規制を行うことにより、土砂等による土壌汚染を防止し、もって生活環境を保全することとしました。

禁止される埋立て等とは？

面積や土砂量に関わらず、土砂基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等を行えません。また、土砂基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等を行う者へ土地を提供することもできません。

土 砂 等 … 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいいます。
埋立て等 … 埋立て、盛土、一時的な堆積をいいます。
他法令で生活環境保全上の規制のある埋立て等は対象外です。

土砂基準とは？

土砂等の汚染状態の基準として、土壌の汚染に係る環境基準(平成3年環境庁告示第46号)に準じて、土砂条例で「土砂基準」を設定しています。

また、この土砂基準に準じ、埋立て等を行った土砂等を通過した雨水等(=浸透水)の汚染状態の基準として、「水質基準」を設定しています。

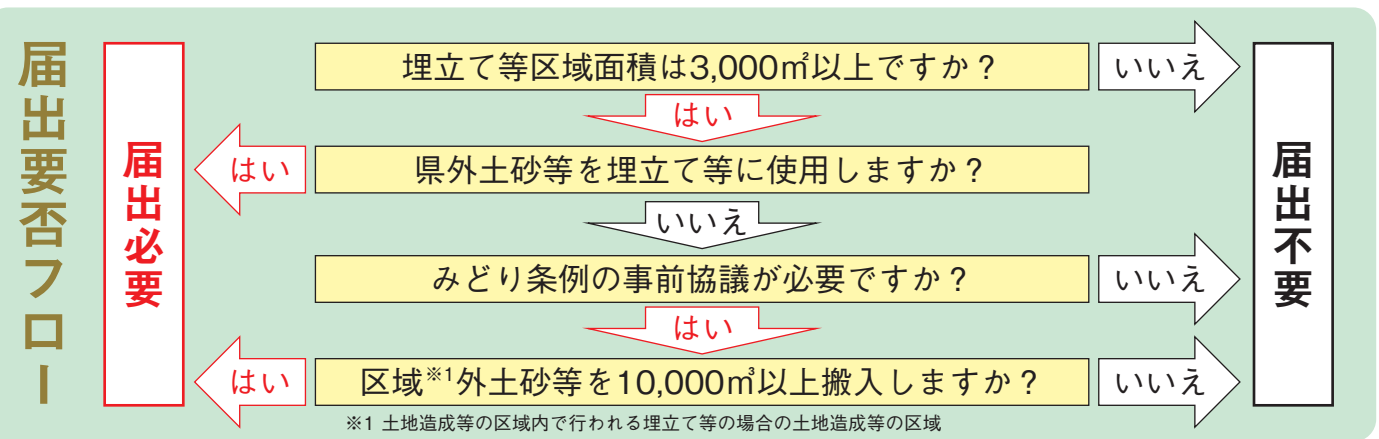
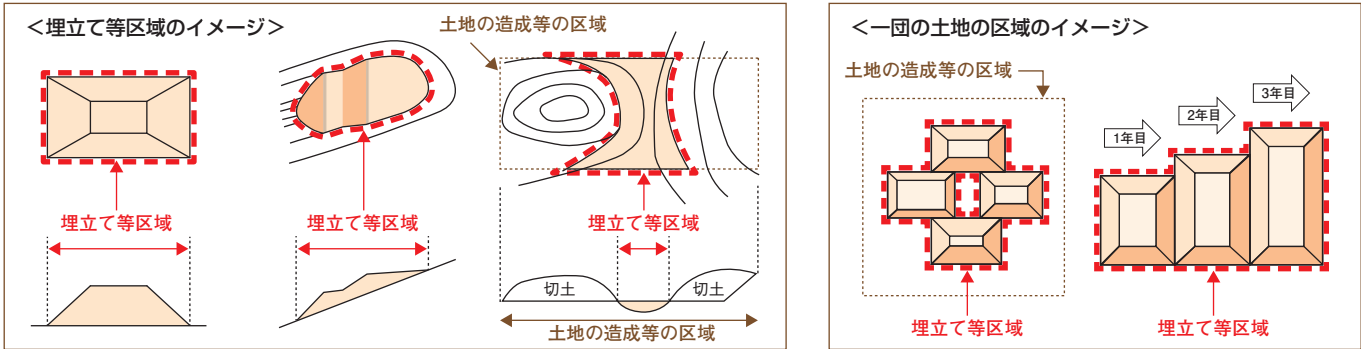
届出が必要な埋立て等(特定埋立て等)とは？

土砂等の埋立て等を行う区域の面積が3,000平方メートル以上の場合には届出が必要です。

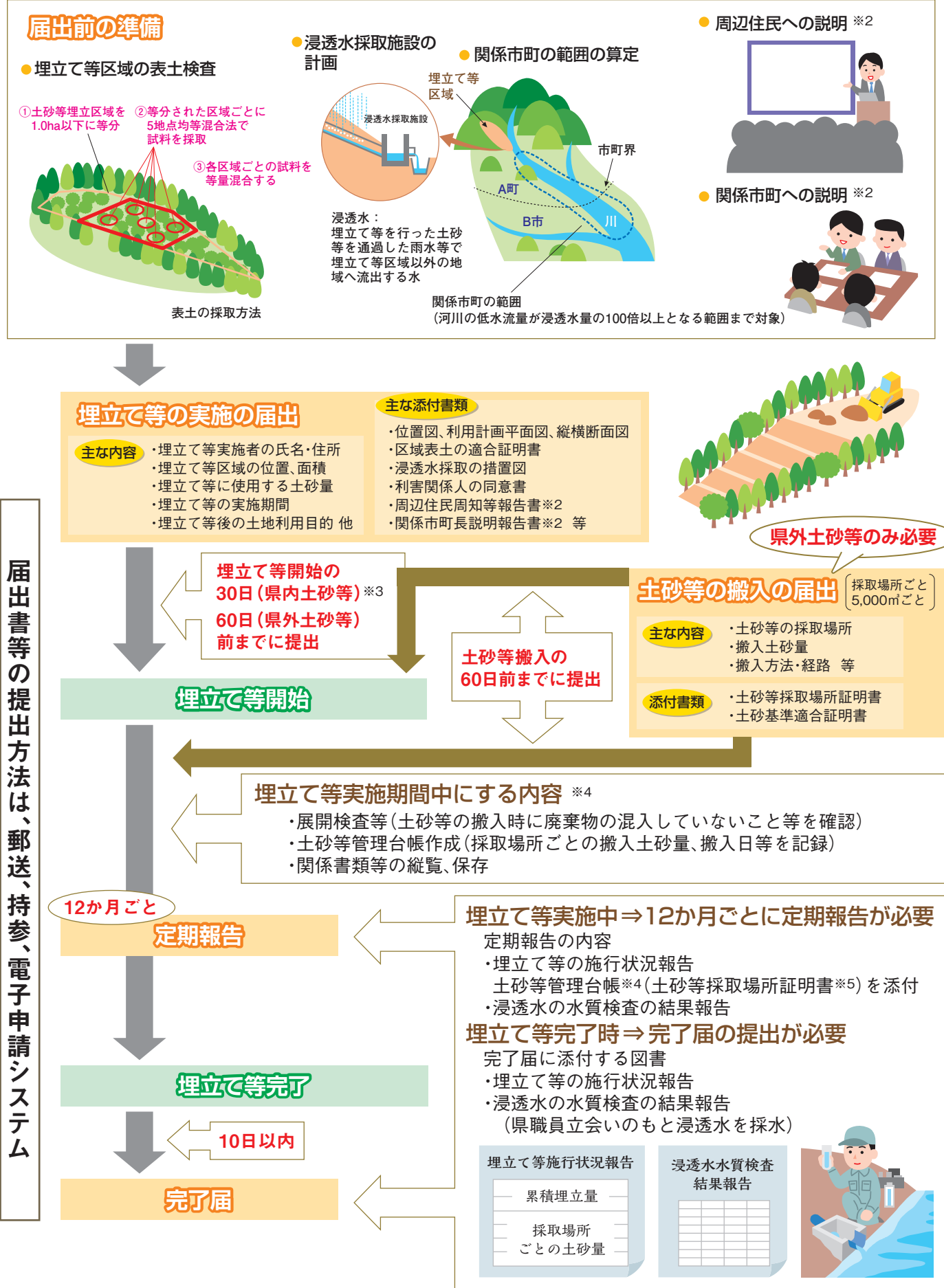
一団の土地の区域において行われる埋立て等はその一団の土地の区域内における全ての埋立て等の面積を合計して3,000平方メートル以上の場合には、届出が必要です。

ただし、県外において採取された土砂等(県外土砂等)を使用しない場合で、次のいずれかに該当する場合は届出が不要となります。(下記届出要否フロー図でご確認ください。)

- みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例(みどり条例)第16条第1項に規定する事前協議が不要な場合
- 土地の造成等の区域内で行われる埋立て等で、当該区域内で発生した土砂等のみを使用する場合
- 上記②の区域外から搬入する土砂等の量が10,000立方メートル未満の場合



届出の流れ



※2 県外土砂等を埋立て等に使用しない場合は省略できる場合があります。
※3 県内土砂等: 県外土砂等以外の土砂等
※4 県外土砂等を埋立て等に使用しない場合は不要です。
※5 県外土砂等を使用しない場合は搬入の届出は不要ですが、定期報告に土砂等採取場所証明書の添付が必要です。